

広島県立文書館だより

第 15 号
2000年3月



全国水平社のポスター（天野卓郎文書）

上の二枚のポスターは、戦前、部落解放運動を担った全国水平社の県内での活動を跡づけるものです。ちらし・ポスターなどの広報資料は、大量に作成され配付されるものの、瞬時に姿を消していくのが常ですが、このポスターは保存されることにより、歴史の一断面を物語る貴重な史料となりました。

右のポスターは全国水平社広島県大会に関するものですが、中央委員長松本治一郎の演説に宣伝の重点がおかれています。大会は参加者二〇〇人の盛況で、生活権防衛、部落改善獲得、反ファッショ戦線統一などを決議しました。文字情報は少ないものの、ポスターからは運動に携わる人々の気迫が伝わってくるようです。

左のポスターは、日中戦争後、水平社が戦争協力を余儀なくされた時期のもので、「融和建设・時局打開」という標語に、この時期の水平社の路線が現れています。日中戦争の行き詰まりを国民一致の協力により打開しよう、そのために「国民融和」が必要との論法で、水平運動の存続をはかろうとしたものです。しかし、戦争協力和部落解放という矛盾した目的を結びつけることは不可能で、戦時下の強い圧力の下で水平社の活動は退潮していきます。左のポスターは、そうした時期の雰囲気をも右のポスターと対照的な形で現しているように思えます。（安藤福平）

福島町一致協会 明治四〇年（一九〇七）、広島市福島町で組織された自主的部落改善団体。同会が建設した会館は、地域住民の拠点となり、さまざまな催しももたれた。

行政文書・古文書保存管理講習会

今年十回目を迎えた行政文書・古文書保存管理講習会が、十月十九日(火)に広島県情報プラザで開かれた。午前には共通の講演会、午後には各分科会をおこなった。

講演は、元藤沢市文書館館長の高野修氏に「情報公開の時代における市町村の資料保存と文書管理の課題」と題してお願いした。

高野氏は、「行政記録は行政事務の過程で作成された公共財産であり、地域住民との共有財産である。勝手に廃棄せず、行政的な判断とは別の観点から行政記録の保存を考える必要がある」と述べ、「情報公開という時代の要求があっても地方自治体の文書管理と保存は不十分である。地域住民との共有財産としての行政文書を民主的社会的礎(いしずえ)として管理保存していくことこそ、各市町村の緊急の課題だ」と指摘された。

最後に高野氏は現用段階から公文書を管理する藤沢市文書館の事例をあげ、「文書のライフサイクルに応じた一貫した保存管理システム」の重要さを説き、それを可能にするために、文書館を各自治体で設立することが大切だと力説された。豊富な体験に裏づけら

れた説得力のある話に多くの参加者が熱心に聞き入った。

行政文書分科会

午後の行政文書分科会では、シンポジウム「市町村における行政文書管理の現状と課題パート」が行われた。パネラーとして東城町高藤幸盛氏、東広島市井林宏司氏、文書館安藤福平、同数野文明が参加した。

井林氏はファイリングシステム導入の経過と維持管理の取組みを報告された。とくにファイリングクラークという文書管理の実務担当者各課に配置して全庁的な文書管理を有効なものにした内容に関心が集まった。

高藤氏はファイリングシステムの導入・維持に際しての問題点を具体的に報告された。表面に出ない仕事だけに文書管理担当者の人事配置が困難なことや、システム維持にエネルギーを注げないため文書管理が徹底できないことなど、文書管理を刷新しようとする町村に共通する「困難性」が明らかにされた。

文書館は県内八市町村を調査し、文書管理の実態をビデオにより報告した。また県内全市町村に対するアンケートの結果から文書管理の問題点を指摘した。そのなかで情報公開

の制度を優先し、文書管理が追いついていない町村の実態と、急いで改善しようとするあまり、ファイリングシステムが安易に導入され、整理という名目で、歴史資料として残しておく必要がある公文書の廃棄が行われる危険性があることを指摘した。

最後に、広島県市町村公文書保存ネットワーク準備会の立ち上げを提案した。その際、市町村の公文書保存に向けた情報媒体として「NEWS LETTER」を作成配布した。



古文書分科会

古文書分科会では、まず東広島市教育委員会の藤岡孝司氏から、「文化財基礎調査（古文書）の取り組み」と題して、同市で平成九年度から実施している古文書の所在調査についてその方法や問題点について報告していただいた（次号掲載予定）。

つづいて西村晃研究員が次のようなコメントを行った。

被災資料の救済に向けて

平成十一年六月二十九日（火）、広島県西部地方は集中豪雨に見舞われ、甚大な被害を出した。この被害は文化財も例外ではなかった。前身の寺院が大同年中（八〇六〜八〇九）創建という、佐伯郡大柿町大原の曹洞宗寺院、宝持寺の裏山が突然崩れ、本堂をはじめとしてほぼ全壊した。

県立文書館は文化財保存のための緊急措置を取ることができなかったが、幸いにも文化財保存修復学会会員で表具師の久保隆史氏の呼びかけと努力により、七月二十五日（日）、現地で文化財の救助・保存活動が行われることになった。集まったのは広島大学教員、学

生二二名、高校教員など総勢二二名であった。

当日は、久保氏の指導により、記録を取りながら経典類や仏像などの泥を落とし、カビを防止するためのエタノール液噴霧、さらに仏画類には巻き込みによる固着を防ぐためレヨン紙の相紙（あじ）を入れるなどの措置を施し、段ボール等に詰め替えた。

救出できたのは、一九一三年勧請の大般若経六〇〇巻と金剛経四〇巻、檀家帳や書籍類段ボール三箱分、仏画類五〇余点、仏像二六体などであった。しかしながら、事前の所在調査が行われていないため救出できなかった文化財も少なくないと思われる。

平成五年八月、大豪雨で泥をかぶった山口県防府市阿弥陀寺の大般若経（鎌倉期の奥書あり）に対して、カビの広がりを防ぐため真空凍結乾燥法が用いられ、その後修復を受けるといふ事例があった。今回も真空凍結乾燥法を用いるべく、冷凍保管が可能な冷凍庫をあつたが、緊急なことで確保できなかった。このため、結局は写真のように湿ったまま、十分な措置をとることができない経典類がいくつか残ることになった。その後広島市西区の田中倉庫運輸から申し出があり、被災資料を冷凍保管できる体制はとりあえず整った。

しかしながら、真空凍結乾燥機の整備については今なお確立されていない。

今回の事例から今後に向けていくつかの課題が残った。まず第一に、地域の歴史を学ぶ取り組みを普段から実施し、地域資料の重要性を住民に理解していただくことである。近現代文書や写真・フィルム等を含む民間の古文書等（文化財未指定のもの）は見過こされがちで、十分な所在調査も行われていない状況にある。これでは被災した場合、救出することは困難である。所蔵者と地域住民との連携が必要であろう。第二に、所蔵者と自治体、資料保存機関とが日常的な連絡体制をつくり、非常時に連絡が取れるようにすることである。被災資料を救出する場合には緊急な対応が必要であり、文化財救出のための自治体担当部局や民間のネットワーク体制作りが望まれる。



〈収蔵文書の紹介①〉
広島藩の鷹匠奥田家の文書
 県立文書館研究員 西村 晃

江戸時代の広島藩領内は鶴や鴨がたくさん飛来し、今や日本種は絶滅してしまった朱鷺も沿岸部の人家近くでも見られたという。

鷹狩りは猛禽類の鷹・隼・鷲などを馴養して、これらが常食とする鳥や獣を捕捉させる狩猟である。古代から天皇をはじめ貴族の遊戯として行われ、織田信長や徳川家康、江戸時代には綱吉を除く歴代の徳川幕府の將軍のほか、諸大名にも多くのマニアがいた。

鷹狩りの最高級の獲物は鶴であった。鶴は古来高貴で端正な霊鳥とされ、江戸時代鶴の捕獲は朝廷・將軍・大名の特権で、捕獲した鶴は將軍家から朝廷へ、また諸大名から將軍への献上品として重宝された。逆に庶民は、鶴が田畑に降り立ち耕作物を荒らしても追い払うことさえできなかった。

將軍・大名の鷹などを預かり、飼育・訓練を担当するのが鷹匠である。鷹匠は高度に専門化された技術職であるため世襲される場合が多かった。広島城下に藩の鷹匠

が住居した鷹匠町（現広島市中区本川町など）があったことからも知れるように、広島藩主浅野家歴代も鷹狩りを好んだ。

奥田氏は、馬術に秀でた初代奥田久右衛門重珍が和歌山で浅野長晟に仕官し、その後主家に随って広島に移り、以後九代にわたって浅野氏に仕えた。とくに二代彦兵衛珍富の正保元年（一六四四）から八代半之助珍英の弘化三年（一八四六）頃まで、將軍徳川綱吉の生類憐れみの令などの一時期を除く約二百年間にわたって代々浅野家の鷹匠役を勤めた。なかでも六代惣右衛門繁成は、鷹術の奥義を極めた名人と称せられた。その子角馬珍高は、父と自分が鷹匠として受けた栄誉を子孫に伝えたいと、奥田家歴代の断片的な記録に親子の事跡を加えてまとめた「系図伝記」を残している。

それにより繁成の事跡をまとめると次の通りである。宝曆三年（一七五三）一七歳のとき、主君宗恒の面前で黒鶴を捕獲したのをはじめ、生涯に鶴を四度も捉えたこと。天明四年（一七八四）五八歳のとき、江戸に上って將軍の御鷹師範（大宮流）原田三野右衛

門督利の門人となり、鷹術の奥義秘伝を授かり印可を得たこと。

天明五年、津和野藩主亀井隠岐守に乞われて、同藩士三人に鷹術を指南し、津和野藩主からさまざままな謝礼をいただいたこと。これは異例のことで、藩主浅野家にとつても名譽なことであったと思われる。寛政元年（一七八九）六三歳のとき、豊田郡佐木島（現三原市）で捕獲した隼の雛三羽を三人の弟子に預け、育て方の秘術を伝授した。このうち一羽は鶴を捉えるまでになった。このように後進の育成に努めたことである。

奥田繁成は、寛政五年（一七九三）、自身が鷹匠として主君に仕えてきたなかで最も名譽な二つの事跡を絵にして子孫に伝えることを思い立って、写真1の二つは繁成が仕入れた弟隼（雌集、鷹の仲間）の仲間雄よりも大きく、より大き

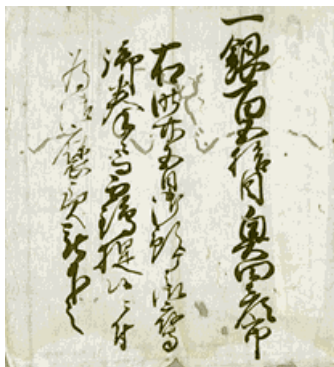


写真 1

い獲物を捉えることができるため、鷹狩りでは雌が尊ばれた）が六代藩主宗恒の拳から飛び立って鶴を捉える図、もう一つは七代藩主重晟の命で繁成自身が弟鷹を放ち鶴を捉える図で、これに諏訪流鷹術の元祖大宮藏人源政頼の肖像を加え三幅対とした。絵は土佐派の絵師香川宗碩に描かせ、その讃を頼万四郎惟柔（杏坪）に依頼して完成した。

絵師によって描かれたのは、寛延元年（一七四八）に比治山で捕らえられ、奥田繁成によって訓練された弟隼であった。同年に城下国泰寺新開で白鳥などを、宝曆三年（一七五三）には豊田郡松江村（現三原市）で鶴を捕獲し、藩主宗恒によって「鶴捉」と名付けら

一銀百五拾目 奥田彦市
 右昨廿五日御預ケ之御鷹
 御拳二而鶴捉候二付
 為御褒美被下之

れた。「鶴捉」はその年川田新開（現西区福島町）で藩主宗恒の拳から飛び立って鶴を捉え、翌年にも観音新開から飛び立った鶴を竹屋新開で捕獲した。これらの功によって繁成は藩主から度々褒美をいただいたのは言うまでもない。

写真1は宝暦三年に藩主宗恒からいただいた御褒美の目録である。当時の米価は一石が約銀五〇目であるので、現在の米価を一石八万円として計算すると、銀一五〇目は二四万円となる。

写真2



さて、寛政一二年（一八〇〇）、繁成の息子珍高が、前藩主浅野重晟の弟で、藩主齊賢の叔父に当たる友之助長包の求めによってこれらの掛物をお見せし由來について説明したところ、鷹が鶴を捉える勢いが宜しくないで、子孫に伝える宝物となるよう描き替えてはどうかと沙汰があり、絵は正岡順蔵春清に、讃は儒学者梅岡文平之清に命じられた。その後表装用の生地も長包から拝領し、完成した三幅は子々孫々奥田家に伝えられることになった。

父親の事跡を絶賛する掛物を藩主の叔父から拝領したことは、当時の一藩士としてはたいへんな名誉であり、想像を絶する異例なことであったことは間違いない。残念ながら、現在これらの掛物は奥田家には残されていない。

なお、奥田家は六代繁成までは最高四〇石三人扶持の切米取りであったが、親子の鷹匠としての活躍が認められ七代角馬珍高は文化十一年（一八一四）に一三〇石を拝領し知行取りとなった。歴代最高の知行は八代半之助珍英の一八〇石である。

覚

一高四拾石四斗六升九合	安芸国佐伯郡 和田村之内
一高四拾三石式斗六升壹合	同 国豊田郡 清武村之内
一高五拾壹石式斗升	同 国賀茂郡 乃美尾村之内
高合百三拾五石	

右為「支配遣」之、全可令「領知」之、重而
出「折紙」可「取替」此「墨付」者也

文化十三年二月朔日（浅野齊賢黒印）
奥田角馬とのへ

切米取りは藩庫から給米を受け取るが、禄高一〇〇石以上の知行取りになると、指定された領内の知行地から直接納入される年貢米を受け取ることになる。切米取りと知行取りとは同じ広島藩の侍士でも格式が大きく異なるのである。

写真2は珍高が文化一三年に改めて藩主齊賢から拝領した知行目録である。珍高が得た

知行地のうち佐伯郡和田村（現佐伯郡湯来町）には、広島藩指定の湯治場として発展した湯の山温泉があり、永らく腹痛などに悩まされてきた当時六三歳の珍高はさつそく湯治にでかけている。鷹匠として活躍してきた珍高に対する藩主齊賢の思いやりであったのだろうか。

鷹匠としての奥田家は八代珍英で途絶えることになった。奥田家の家名を継いだ珍造は、幕末には御膳番役となり、浅野家の料理の世話をするようになる。そして、明治維新後は広島県に出仕し、厳島神社の禰宜や第一大区区长を勤めた後、家督を譲って上京、明治三十一年（一八九八）まで執事として浅野家に仕えた。

古文書解読入門講座

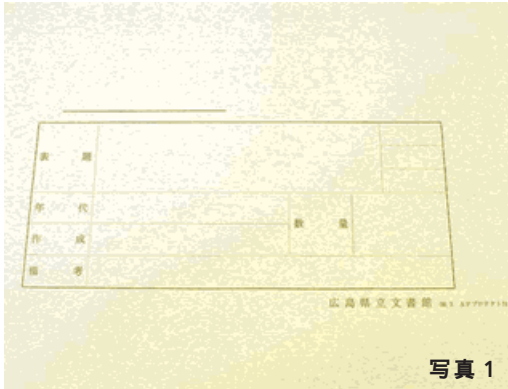
期間：6月～10月
毎月第2・4土曜日
合計10回
会場：広島県情報プラザ研修室
定員：80名
申込：往復八ガキで県立文書館まで。多数の場合は抽選。

〈文書館のしごと〉①
古文書の保存装備

古文書を保存するにあたって、多くの史料保存機関では、何らかの装備を施すのが普通である。この装備は、何よりも史料の保存（保護）のためであるが、どのような装備が選択されるかは、利用のしやすさや、かけられる手間などを考えたうえで決まるものである。

最も一般的で手間がかからない方法は、古文書を一点ずつ封筒に入れるという方法である。現に当館でもこの方法を採用している。

この場合、とかく問題になるのは、どのよ



うなサイズ・形態の封筒を用意したらいいかという点である。これは、中に入れる古文書類の形態によるので、実際に保存しようとしている古文書を調査した上で決めるほかない。たいていは、大きさの異なる封筒を何種類か用意するのが普通であるが、あまり種類を多くするのは賢明ではない。

当館の文書保存用封筒には、写真1のような印刷がしてある。記入欄はいくつもあがあるが、必ず書かなければならないのは、文書群名（家文書などの呼称）・請求番号・数量の三つで、他は適宜省略している。ただし、管理上・利用上の留意点などがあれば必ず書くことになっている。

封筒に入れたあとの安置（排架）の方法には、立てるか寝かすか、そのまま置くか、文書保存箱に入れるか、など、いくつかの選択



肢がある。これは書架の構造や仕様にも規定されることなので、それぞれの所蔵機関の実情に合わせて選択すべきである。ちなみに当館では、文書保存箱を使用している（写真2）。

ところで、封筒に入れるという方法は、文書の保護という点に関しては必ずしも最善ではないことがある。その弱点は出し入れ（特に入れる際）に現れる。古文書に虫喰いなどの破損箇所があると、入れる際に封筒の縁に引っかかることがある。慎重にやれば済むことであるが、一般の利用を前提にしている以上、十全を期すことは難しい。封筒に入れるのは文書を保護するためであるが、そのことで文書を傷めるのでは本末転倒である。

この欠点を補う簡単な方法は、紙の鞘（当て紙）を使用することである。一枚の紙を折り、文書をそれに挟めば封筒への出し入れはかなり安全に行える（写真3）。

しかし、相当な厚みのある立体的な文書で

は、この方法もうまくはいかない。そのような場合には、封筒に「入れる」という発想は捨てて、「包む」という方法に切り換えるのが適当である。たとえば、大きめに切った薄い和紙で文書を包むという方法がある。これだけでも、文書の出し入れで生ずる破損の危険性は、だいぶ減少する。もう少し手間をかけるられるのであれば、中性紙の厚紙で「帙」を作るやり方もある（写真4）。ただし、これには若干の慣れが必要であろう。

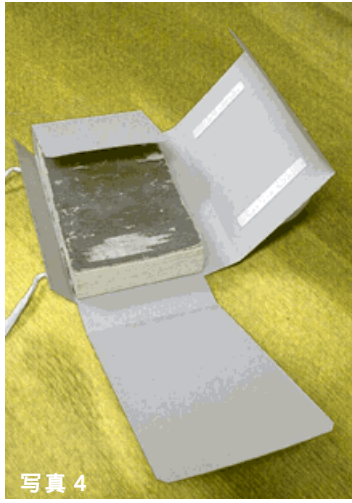


写真 4

文書の形態はさまざまであり、予想外な形状のものに出くわすこともある。しかし、保存装備に関して言うと、「その文書に無理な力が加わらないようにする」、「文書の姿勢を正しくしてやる」という原則を忘れさえないなければ、何が最善かを見つけることは困難ではないはずである。

（長沢 洋）

〈他館の紹介⑥〉

新潟県立文書館

— 自然と調和し優れた保存環境を自負 —

新潟県立文書館は日本海にそそぐ雄大な信濃川を西に見ながら県立「とやの潟公園」に隣接する地に立つ、現代的な風貌の複合館である。

入口は県立図書館と一階で、二階に文書館閲覧室と生涯学習推進センターがある。

一階では図書館・図書館の書庫が広いスペースを占める。



1階を占め、中に入ると天井の高さに目を見張る。現在の書架が一杯になれば、そのうえに同様の書架を設定するためであるという。アルカリガス成分除去装置を設けてコンクリート壁からのアルカリ成分を除去している。自慢の空調設備とともに、日本有数の保存環境を自負している。

二階に上がり文書館閲覧室に入ると、白鳥が飛来する「とやの潟」が一望できる。こじんまりとした部屋は派手さはないが、静かである文書館」という名称を提案したというのがその呼称にふさわしい閲覧室である。市街地でありながら、閑静で周囲の自然と建物がみごとに調和しており、公文書等の記録遺産を未来に向け保存する施設にふさわしい環境を備えた文書館である。

新潟県立文書館は、新潟県史編纂（一九七六～一九九一）の過程で収集した資料を中心に一九九二年に開館した。図書館・生涯学習推進センターを含む全施設が教育委員会の管轄であり、複合館のメリットを生かす努力が続けられている。

文書館の所蔵資料は公文書、古文書、県史編纂のための複製資料、新聞資料、などであ

る。これらのうち特筆されることは完結後三年を経過した長期保存文書で原課が「非現用」とした文書を管理委任され、文書館に移管していることである。文書館開館時点から移管が開始され、一九九八年までに明治期以降の旧長期保存文書約七 点が移されている。これらは「新潟県公文書簿冊目録」に掲載され閲覧に供されている。

古文書は、現地保存の方針を尊重しながら収集も行っている。新潟県が全国有数の古文書包蔵量を持つと言われるながら大量の県内関係資料が東京等の大字や研究機関に流出した。この資料散逸の実態から県民の記録遺産をどう復元していくかは今後の課題であり積極的な資料収集の根拠ともなっている。

新潟県立文書館は教育普及活動に力を入れている。古文書解読講座や歴史資料活用講座（教職員）、県史講座、公文書等利用講座（県市町村職員）など多くの講座を開講している。また、リーフレット「こんな仕事をしています」や「それください あなたがつくっている文書が歴史資料かもしれない」（県庁職員用、写真参照）はやさしい記述で文書館のしごとを説明し、文書作成者にそれが将来アイカイブズ（永久保存資料）になりうることを啓蒙している。



を啓蒙している。これらからは公文書等の収集を積極的に進めながら、身近で利用しやすい文書館をめざしていることがうかがえ、共感できる。こうした地道な普及活動はわれわれも参考にしたいと考える。

新潟では新潟県史料保存連絡協議会（新史料協）が文書館設置と同年の一九九二年にはすでに発足している。新潟は郷土研究グループの活動がさかんであり、新潟県立文書館の活動も広いすそ野に立脚している。新史料協の活動を含め、新潟県立文書館の活動は史料保存ネットワークを立ち上げるわれわれ広島県の指針にもなる。おいに今後の活動を注目したい。

（数野 文明）

利用案内

- 開館時間
- * 月～金曜日 9時～17時
 - * 土曜日 9時～12時
 - 休館日
 - * 日曜日、国民の祝日及び振替休日
 - * 年末年始（12月28日～1月4日）
- 交通

* JR広島駅よりバス（広島港行き）
又は路面電車（紙屋町經由宇品行き）
いずれも、広電本社前下車約五百m
広島県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第十五号

平成十（二〇〇〇）年三月二十五日発行
編集発行 広島県立文書館
広島市中区千田町三丁目七 四七
電話 〇八二二四五 八四四四
FAX 〇八二二四五 四五四一
印刷 柏村印刷株式会社